

川崎市公告第1107号

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年7月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー新百合ヶ丘店

川崎市麻生区上麻生三丁目1番1 ほか

2 提出された意見書

1通

3 提出された意見の概要

- （1）万福寺王禅寺線麻生警察署方面行きについて、ヤオコーへの入庫車に起因する速度低下により渋滞の悪化が懸念されるため、万福寺王禅寺線からヤオコーに入庫する専用の左折レーンの設置について検討されたい。
- （2）当該店舗への来店車両が、新百合ヶ丘駅南口ロータリーから万福寺王禅寺線に右折して入庫することにより、渋滞のさらなる悪化とロータリーの機能低下が懸念されるため、（1）における入庫専用の左折レーンと直進レーンをラバーポールで仕切る等、新百合ヶ丘駅南口ロータリーから万福寺王禅寺線に右折した車両が、ヤオコーに入庫できないようにする措置を検討されたい。
- （3）中長期的な交通対策として、渋滞の激しい万福寺王禅寺線（鶴亀松公園～麻生警察署前）の4車線化についても検討されたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び麻生区役所

5 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯

令和6年7月18日から令和6年8月18日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。